

**JP BANK VISAカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
(2025年3月1日改定)**

2024 年 12 月 17 日掲載

■ J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
第 23 条 費用の負担 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 債務の支払等に関し法的措置等に要した費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。	第 23 条 費用の負担 <u>(1) 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他この規定に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当行が受領するものは除きます。）、この規定に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</u> <u>(2) 会員が支払期日において当行に支払うべき債務の自動払込みができない場合又は当行の指定する口座への払込み等が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料及びその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除きます。）の弁済の受領に要する費用として、当行所定の手数料を会員は負担するものとします。</u> <u>(3) 債務の支払等に関し法的措置等に要した費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。</u>

以上